

## 積立定期預金（エンドレス型）

（2020年 2 月 3 日現在）

1 商 品 名	・ 積立定期預金（エンドレス型）
2 ご利用いただける方	・ 個人のお客さま
3 期 間	・ 定めはありません ・ お預入れの都度、新型期日指定定期預金（期間3年）の自動継続（元利継続）としてお預かりします。
4 お預入れ方法 （1）お預入れ方法 （2）お預入れ金額 （3）お預入れ単位	・ ご契約期間の制限はなく、分割してお預入れできます。 ・ 1回あたり100円以上300万円未満 ・ 1円単位
5 払戻方法	・ 全額払戻しまたは一部払戻しが可能です。
6 利 息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）課 税 （5）金利情報の入手方法	・ お預入れ時の新型期日指定定期預金の店頭表示利率（自動継続時は継続日の利率）を適用します。 ・ 自動継続される場合は利息を元金に組入れします。 全額払戻しまたは一部払戻しされる場合、お預け入れされた金額ごとに、預入日（継続日）から解約日までの期間に応じて中途解約扱いとして利息計算を行い、元金とともにお支払します。 ・ 新型期日指定定期預金の計算方法を適用します。 ・ 利息の20%（国税15%、地方税5%）が分離課税されます。 ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りとなる預金利子には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ・ 金利は店頭および当行ホームページに掲示しています。
7 手数料	・ 定めはありません。
8 付加できる特約事項	・ 法令に定められた条件を満たすお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。 ・ 普通預金、当座預金からの自動振替によるお預入れができます。

<p>9 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年複利で計算した利息とともにお支払いします。</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×90%</td> </tr> </table>	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金利率												
預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%												
預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%												
預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%												
預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%												
預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%												
<p>10 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>												
<p>11 元本欠損リスクと要因</p>	<p style="text-align: center;">—</p>												
<p>12 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人 全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109  または、03-5252-3772</p>												
<p>13 その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概算金額指定払戻（1万円以上）により預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求額に達するまで預金を1口毎に順次解約します。なお、解約順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約します。</li> </ul>												